

第3章

基本理念と基本目標

本章では、基本理念と3つの基本目標を示します。

3. 1	基本理念	58
3. 2	基本目標	60



3.1

基本理念

以下を踏まえ、次のように基本理念を掲げます。

●循環型社会への対応や環境への配慮、安全・安心の確保

平成11(1999)年の住宅マスタープラン策定以降、少子高齢化や人口減少、働き方・家族の形の変化や、「住宅をつくっては壊す」社会から、「いい住宅をつくり、きちんと手入れをして、長く大切に使う」といった循環型社会へ移行するなど社会構造の変化がありました。

また、区民の地球温暖化や低炭素社会*への関心、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨などの自然災害に対する意識が高まる中、環境に配慮し安心して住み続けられることが求められています。

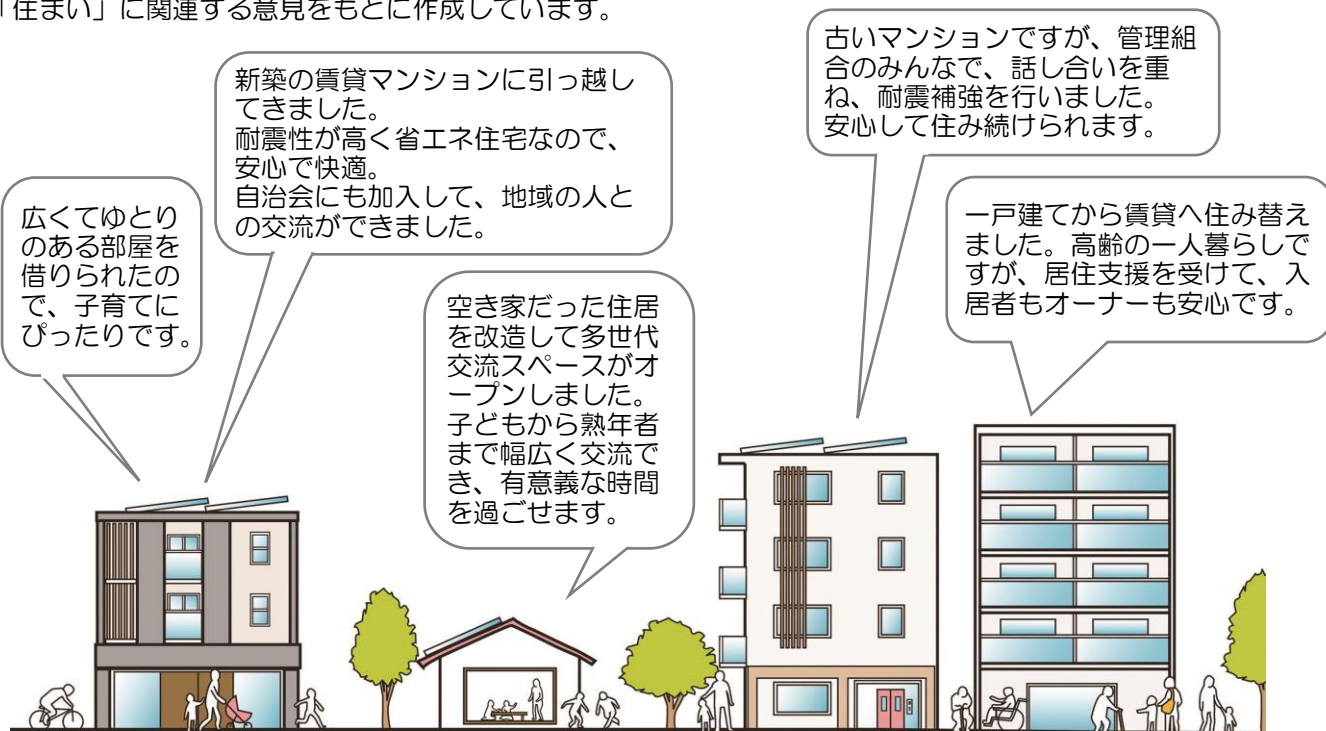
●住み続けられる良好な住環境づくり、地域共生の社会づくり

区民のライフスタイルに応じた住まいと良好な住環境は、地域に住み続けられるための重要な要件の一つとなっています。

一方、良好な地域コミュニティが形成されていることも重要であり、子どもから熟年者まですべての世代が支え合う社会が不可欠です。さらに、本区は、多くの外国人の方が生活しており、各地域で外国人コミュニティが形成され、国籍や民族などに捉われず、誰もが互いに暮らしやすい地域共生の社会づくりが求められています。

みらいの姿

※平成29(2017)年度に実施した区民ワークショップのなかの区民意見のうち「住まい」に関連する意見をもとに作成しています。



基本理念

快適で安心な住環境を目指して ～共生・循環社会の住まいづくり～

住まいは、生活を支える基本的な場であり、地域は人々が生活する空間です。

区民一人ひとりが住みなれた地域のなかで、快適に安心して生活するために、地域の一員としてお互いのライフスタイルを認め合い、親しく心を交わし支え合いながら生活を送れるコミュニティが形成された地域社会の実現を目指します。



3.2

基本目標

快適で安心な住環境の実現に向け、以下の3つの基本目標を設定します。また、基本目標実現のための取組みの柱となる7つの基本方針を設定します。

基本目標 1

住みなれたまちで暮らし続けられる住まいづくり

多様化する居住ニーズに応じた住宅整備が行われることで、誰もがライフスタイルやライフステージに合った住まいを選択でき、住みなれたまちで暮らし続けられる魅力ある住まいづくりを目指します。

基本方針 1：子育て世帯が暮らしやすい住まいづくり

基本方針 2：熟年者や障害者が自立して暮らせる住まいづくり

基本方針 3：住宅セーフティネットの充実による居住の安定

基本目標 2

将来にわたって快適に過ごせる住まいづくり

住宅に適切な維持管理や必要な改修などが行われることで、誰もが快適に長く住み継ぐことのできる、価値ある住まいづくりを目指します。

基本方針 4：良好な住宅ストックの形成・活用に向けた仕組みづくり

基本方針 5：マンションの適正な管理や再生の仕組みづくり

基本目標 3

環境にやさしく、安全で安心な住まいづくり

住宅の環境性能・防災性能・防犯性能を向上させる取組みを支援することで、環境にやさしく、安全で安心な住まいづくりを目指します。

基本方針 6：環境・エネルギーに配慮した住まいづくり

基本方針 7：安全で安心な住まいづくり